令和５年７月２０日

保護者　様

県立こばと聴覚特別支援学校

警報発表時等の対応について〔改訂〕

この度、悪天候や天災により警報や避難指示が出された場合に、臨時休校とする判断基準を以下のように改めます。

ここに示す内容は、臨時休校にするかどうかの判断基準です。居住地域に避難指示が発令されている場合は、その指示に従ってください。また、通学路が通行困難な状況にあるなど、安全な登下校ができない可能性がある場合は登校を控え、安全を確保してください。

なお、以下の規定は、令和５年９月１日より運用します。ご理解とご協力をお願いします。

１　集中豪雨や台風などに関しての規定

A	**午前７時３０分の時点で、学校の所在地（西宮市）が、** 以下の（1）（2）のいずれかの状態にあるときは、**全員臨時休校**とします。 （１）次のいずれかの警報が発令されている。 「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」 （２）避難指示【警戒レベル４】以上が発令されている。

B	**午前７時３０分の時点で、居住地域が、** 上記の（1）（2）のいずれかの状態にあるときは、 **その居住地域の幼児のみ休み**とし、欠席にはなりません。

※ 上記Ａ，Ｂいずれの場合も、午前８時までにクラスルームで連絡します。

２　西宮市に「震度５弱」以上の地震が発生した場合の規定

（１） 幼児が学校滞在中に地震が起きた場合、クラスルームで対応を連絡します。

（２） 登校途中で地震が発生した場合、安全を確認し帰宅してください。

（３） 登校前に地震が発生した場合、その当日を臨時休校とします。

（４） その他の時間帯に発生した場合は、対応を学校から連絡します。